

小浜市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年(2026 年)3月

小浜市

目次

はじめに

小浜市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の経緯と目的	1
-----------------------------------	---

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な考え方

第1節 対策の目的	2
第2節 対策の基本的な考え方（発生段階等）	3
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	5
第4節 対策実施上の留意事項	7
第5節 対策推進のための役割分担	11
第6節 国・県・近隣市町等との連携	14

第2章 新型インフルエンザ等対策行動計画の対策項目

第1節 行動計画の主要7項目	15
第2節 対策項目ごとの基本理念と目標	15

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組み

第1章 実施体制

第1節 準備期（平時）	18
第2節 初動期	20
第3節 対応期	21

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期（平時）	26
第2節 初動期	29
第3節 対応期	31

第3章 まん延防止

第1節 準備期（平時）	33
第2節 初動期	33
第3節 対応期	34

第4章 ワクチン

第1節 準備期（平時）	36
第2節 初動期	40
第3節 対応期	42

第5章 保健

第1節 準備期（平時）	46
第2節 初動期	46
第3節 対応期	47

第6章 物資

第1節 準備期（平時）	48
第2節 初動期	48
第3節 対応期	49

第7章 市民生活および市民経済の安定の確保

第1節 準備期（平時）	50
第2節 初動期	51
第3節 対応期	52

○用語集	55
○小浜市新型インフルエンザ等対策本部条例	59
○添付資料 新型コロナ時における本市の対応（ワクチン接種）	60
新型コロナ時における本市の対応（経済対策事業の一部抜粋）	67

はじめに

【小浜市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の経緯と目的】

感染症危機への対応については、平成 21 年に世界的に流行した新型インフルエンザ (A/H1N1) への対応を踏まえ、平成 24 年に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）」が制定され、平成 25 年には、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や措置等を示した「政府行動計画」が作成されました。

これを受けて、同年、福井県では「福井県新型インフルエンザ等対策本部条例」が制定され、「福井県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」が作成されました。

これらを踏まえ、本市では、特措法に基づき「小浜市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定するとともに、平成 21 年に作成した「小浜市新型インフルエンザ行動計画」を廃止し、国および県の行動計画を踏まえた「小浜市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）」を新たに作成するなど、有事への備えを進めてきました。

そのような中、令和 2 年 1 月に国内で最初の新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)¹（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、令和 5 年 5 月に感染症法上の 5 類感染症に移行するまでの 3 年以上にわたり、新型コロナが国民の生命・健康・生活・経済など、社会全体に深刻な影響を及ぼしました。

今般、国は、この未曾有の感染症危機に対し、国民をはじめ、政治、行政、医療機関、事業者などが一丸となって困難な判断や対応を重ね、幾度もの感染の波を乗り越えた経験と教訓を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症²に限らず、広範な感染症危機に対応できる社会を目指し、約 10 年ぶりに政府行動計画を抜本的に改正し、本県においても県行動計画の改定が行われました。

以上を踏まえ、本市においても、平時の備えをより確実なものとし、有事には感染症の特徴や科学的知見を踏まえて迅速かつ的確に対応できるよう、特措法に基づき行動計画の改定を行います³。

なお、国は今後、政府行動計画の適時適切な変更を予定していることから、本市においても、国の動向や県の取組状況等を踏まえ、必要に応じて行動計画の改定を検討するとともに、国・県・関係機関等との連携を一層強化し、行動計画の実効性を高めながら、次なる感染症危機への対応力向上に努めてまいります。

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2（2020）年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

² 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症および同項第 4 号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。

³ 特措法第 8 条

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方

第1節 対策の目的

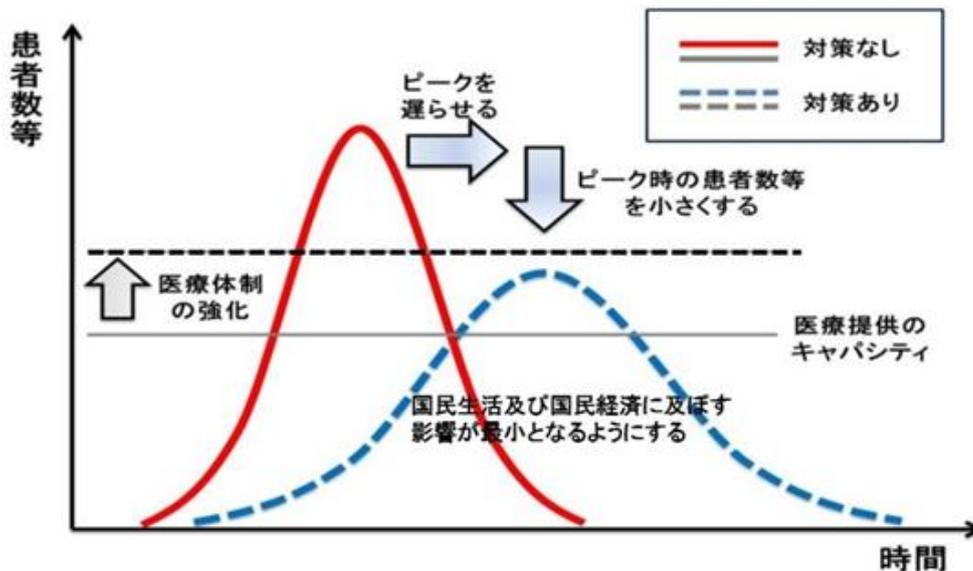
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命・健康・生活・経済に大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等は、長期的には多くの市民が罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合には医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的とする⁴。

(1) 感染拡大の抑制、市民の生命および健康の保護

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、県が行う医療提供体制の強化策に協力し、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

<対策の概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

⁴ 特措法第1条

(2) 市民生活および市民経済に及ぼす影響の最小化

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより市民生活および社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 市民生活および市民経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務または市民生活および市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 対策の基本的な考え方（発生段階等）

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。政府および県の行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示している。

また、政府および県の行動計画では、科学的知見等も踏まえ、地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性・県民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせ、バランスのとれた戦略をめざすこととしている。

これらを踏まえ、本市の行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとし、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性⁵等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性および対策そのものが市民生活および市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から実施すべき対策を選択し、決定する。

発生段階		概要
準備期	発生前の段階	地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、市民等に対する啓発や、市・事業者による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

⁵ 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性または抵抗性）をいう。

<p>初動期</p>	<p>国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階</p>	<p>直ちに初動対応の体制に切り替える。 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、「病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難である」ということを前提として対策することが必要である。</p>
<p>対応期</p>	<p>国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期</p>	<p>患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛や、その者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。 また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。</p>
	<p>国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期</p>	<p>国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や国民生活および国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。地域の実情等に応じて、地方公共団体や関係省庁が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。</p>
	<p>ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</p>	<p>科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。</p>
	<p>流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期</p>	<p>新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。</p>

市民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせ、総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて、積極的に検討することが重要である。

また、事業者の従業員のり患等により、一定期間事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性がある場合は、そのことについて周知し、市民等の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市および指定（地方）公共機関⁶による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等による咳エチケットなど、季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特に、ワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、これらの公衆衛生対策が、より重要である。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握・検査体制や医療提供体制の整備・ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や、社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化およびこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化も織り込んだ想定とする。

⁶ 特措法第2条第7号に規定する指定公共機関および同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや、医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

また、有事のシナリオの想定にあたっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組み」で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期および対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

時期		シナリオ
初動期	初動期	感染症の急速なまん延およびその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部 ⁷ および県対策本部 ⁸ の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパネデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたりリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。 ワクチンの接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう体制を構築し、接種を推進する。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下することおよび新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

⁷ 特措法第15条

⁸ 特措法第22条

具体的には、前述（1）の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期および対応期を対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第2部の「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方および取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、市が予防接種の実施主体であることから、適切かつ効率的な接種体制を構築できるよう具体的な内容を定める。ただし、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特にこども⁹や若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第4節 対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針および本行動計画に基づき、県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（1） 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要であることから、以下の①から⑤までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を、関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

② 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例が探知された後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

⁹ 政府行動計画と同様に本計画においては、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(2021年12月21日閣議決定)に倣い、法令上の用語等を除き、「こども」という表記を使用する。

③ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善

「感染症危機は必ず起こり得るものである」との認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等と共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや訓練等を通じて、平時の備えについて継続的に点検や改善を行う。

④ 医療提供体制の把握、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等について把握するとともに、有事の際に速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等についての取組を進める。

⑤ DXの推進や人材育成等

医療関連情報の有効活用、国や県との連携の円滑化、関係者間の迅速かつ効率的な情報共有体制の整備による業務の効率化および負担軽減等を図るためのDXの推進や人材育成に取り組む。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により、市民生活および社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的および社会的に健康であることを確保することが重要であることから、以下の①から④までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命および健康の保護と、市民生活および社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

① 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。市は、県等と連携し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適切なリスク評価の仕組みを構築する。

② 医療提供体制と市民生活および社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

市は、国や県のリスク評価に基づき、医療提供体制で対応できるレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。

その際、影響を受ける市民等や事業者を含め、市民生活や市民経済等に与える影響に十分留意する。

③ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握・検査体制や医療提供体制の整備・ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

対策の切替え時期については、国の方針や、県が示す個々の対策の切替えのタイミングの目安等を踏まえ、柔軟に対応する。

④ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策にあたっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。

特に、国や県がまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講じた場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって市民等の自由と権利に制限を加える場合、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする¹⁰。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等、新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意するほか、感染症危機にあたっては市民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

¹⁰ 特措法第5条

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部¹¹は、県対策本部および政府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する¹²。

(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化を進め、避難所施設の確保を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

市は、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、これを公表する。

¹¹ 特措法第34条

¹² 特措法第36条第2項

第5節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、県、市、医療機関、事業者、市民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活および市民経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体および指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する¹³。また、国は、世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等およびこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める¹⁴とともに、新型インフルエンザ等に関する調査および研究に係る国際協力の推進に努める¹⁵。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検および改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議¹⁶および閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議¹⁷の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議¹⁸等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

¹³ 特措法第3条第1項

¹⁴ 特措法第3条第2項

¹⁵ 特措法第3条第3項

¹⁶ 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）

¹⁷ 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）

¹⁸ 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する¹⁹。

【県の役割】

県は、特措法および感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣に関する医療措置協定²⁰を締結し医療提供体制を整備することや、民間検査機関または医療機関と平時に検査措置協定を締結し検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は保健所設置市や感染症指定医療機関²¹等で構成される「福井県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）²²」等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況について、毎年度進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施、評価・分析し、改善を図る。

【市の役割】

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

本市では、平時において庁内関係課で構成する「小浜市感染症予防対策連絡会」を通じて庁内の連携強化を図り、感染症有事の際には迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

¹⁹ 特措法第3条第4項

²⁰ 感染症法第36条の3第1項

²¹ 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、政府行動計画と同様に本計画においては、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」および「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

²² 感染症法第10条の2

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や个人防护具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定および連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療および通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行う。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する²³。

(5) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める²⁴。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる²⁵ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

²³ 特措法第3条第5項

²⁴ 特措法第4条第3項

²⁵ 特措法第4条第1項および第2項

(7) 市民の役割

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や、予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める²⁶。

第6節 国・県・近隣市町等との連携

国と地方公共団体との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、市は住民に最も近い行政単位として、予防接種や市民の生活支援等の役割を担う。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、県や国との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等の発生時は近隣市町との連携も重要であり、こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

また、比較的規模の小さい本市において単独で対応が難しい人材育成等の備えについては、平時から近隣市町等との広域的な連携による取組や、県および国による支援等を受けることが必要である。

²⁶ 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策行動計画の対策項目

第1節 行動計画の主要7項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する」こと、および「市民生活および市民経済に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する、具体的な対策を定めるものである。

以下の7項目を行動計画の主な対策項目として定め、項目ごとに、準備期、初動期、対応期に分けて対策の切替えのタイミングを示すことで、分かりやすく取り組みやすいものとする。

また、各項目および時期ごとに、記載内容の業務を担う部署について、準備期および初動期は課名を、対応期は本市対策本部設置後と想定し、対策本部組織における班名（一部課名）を記載する。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活および市民経済の安定の確保

第2節 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取り組みを行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は市民の生命および健康、生活、経済に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から関係部局間において緊密な連携を維持しつつ、人材の育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に全庁体制で市民の生命および健康を保護し、市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、必要な措置を講じる。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜^{さくそう}しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。

こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、医療機関、事業者等とリスク情報およびその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

そのため、市は、平時から市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組みを進めておく必要がある。

新型インフルエンザの発生時には、市は住民にとって最も身近な行政機関として、コールセンターを設置し市民等からの相談に応じる等により、情報の受取り手である市民等が必要としている情報を把握し、双方向のコミュニケーションに基づくきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報に努める。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活および市民経済への影響を最小化することを目標とする。

特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は、重要な施策である。

そのため、市は、国内における発生の初期の段階から、市民等に対しマスクの着用や手洗い、人ごみを避けるといった基本的な感染対策を実施するよう促す。

また、新型インフルエンザ等が急速にまん延し、国や県がまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行った場合には、市民等に対し、対策への協力を要請する。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国が確保・供給するワクチンを活用し、接種にあたっては事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命および健康を保護する必要がある。その際、市民等への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

そのため、市は、市町の区域を越えたまん延の防止に向け、県が実施する連携協議会等へ積極的に参加する等、平時から県および近隣市町との緊密な連携を確保する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、住民に最も近い行政として市民に対するワクチンの接種や生活支援、要配慮者への支援等の役割を担う。

また、県からの要請を受けて、県が実施する感染症対応業務に協力する。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

そのため、市は、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。

⑦ 市民生活および市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命および健康に被害が及ぶとともに、市民生活および市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。

そのため、市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し適切な情報の提供・共有を行い、新型インフルエンザ等の発生に備え必要な準備を行うことを勧奨する。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、市は、国や県が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情等にも留意しながら、市民生活および市民経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。

事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組み

第1章 実施体制

第1節 準備期（平時）

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生したまたはその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。

そのため、市は平時においてあらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成および確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

1-1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画および県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。 《健康応援課、関係部局》²⁷

1-2. 行動計画等の作成や体制整備・強化

① 市は、市行動計画を作成するとともに、必要に応じ変更する。

行動計画を作成または内容を変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く²⁸。 《健康応援課》

② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保および有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成するとともに、必要に応じて変更する。 《総務課、全部局》

③ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制を整備するとともに、「小浜市感染症予防対策連絡会」を開催し、各課との円滑な連携体制の構築や役割分担に関する確認・調整、感染症対策に関する研修等を行う。 《健康応援課、関係部局》

²⁷ 《 》内は担当部局。なお、「準備期」および「初動期」については令和7年4月1日現在の課名を機構順に記載。「対応期」については、対策本部における担当班（通常業務に付随する事項については担当課）名を記載する。

²⁸ 特措法第8条第7項および第8項

この場合において、市が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。

設置会議	小浜市感染症予防対策連絡会	
開催時期	定期：年1回 臨時：必要に応じて開催	
事務局長	生活福祉部長	
構成※ (5部17課)	総務部	市長公室 総務課 防災防犯課
	経営企画部	移住定住交流課 御食国ブランド戦略課 営繕管財課
	生活福祉部	子育て応援課 健康応援課 地域福祉課、 環境衛生課 市民課
	経済産業部	商工振興課 文化観光課 農林水産課 上下水道課
	教育委員会事務局	教育総務課 生涯学習スポーツ課
事務局	健康応援課	

※「小浜市感染症予防対策連絡会運営要綱」による連絡会の構成（令和7年4月現在）

- ④ 市は、国や国立健康危機管理研究機構（JIHS）等の研修等を積極的に活用し、感染症対策に携わる人材の育成に努める。 ≪健康応援課、関係部局≫

1-3. 国および県等との連携の強化

- ① 市は、国、県および指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認および訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。 ≪健康応援課、関係部局≫

- ② 市は、県の特定新型インフルエンザ等対策²⁹の代行や応援（市職員の派遣等）の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

≪総務課、健康応援課、関係部局≫

- ③ 市は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から、県が総合調整を実施³⁰する場合は、当該調整に従い、相互に着実な準備を進める。

≪総務課、健康応援課、関係部局≫

²⁹ 特措法第2条第2号の2

³⁰ 感染症法第63条の3第1項

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、またはその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命および健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて警戒本部を立ち上げ、市および関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 政府対策本部³¹および県対策本部³²が設置された場合、市は、「小浜市新型インフルエンザ等警戒本部（以下、「警戒本部」という。）」を設置し、国および県から発出された情報を共有するとともに、必要に応じて対策本部の設置を検討する等、対策に係る措置の準備を進める。《防災防犯課、健康応援課、全部局》

ア 警戒本部の組織

- ・警戒本部は、本章第3節 3-2-1 に記載する対策本部の一部構成員で組織する。
- ・本部長は副市長とし、本部員は下記「イ 警戒本部会議」の構成員とする。
- ・本部の事務を処理するため、警戒本部に本部長が指名する事務局長をおく。

イ 警戒本部会議

- ・警戒本部会議は本部長が招集し、議長は本部長とする。
- ・本部長は、必要があると認める場合は、本部員以外の職員または職員以外の者を出席させ、意見または説明を求めることができる。また、必要に応じて、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の助言を得る。

設置組織（会議）	小浜市新型インフルエンザ等警戒本部（会議）
設置（開催）時期	国内外で新型インフルエンザ等が発生し、 <u>政府対策本部および県対策本部が設置されたとき</u>
本部長（議長）	副市長
構成員	教育長 消防署長 各部長 特命幹 議会事務局長 その他本部長が必要と認める職員
事務局	防災防犯課（主に本部の設置に関すること） 健康応援課（主に情報の収集・共有に関すること）

³¹ 特措法第15条

³² 特措法第22条第1項

- ② 市は、必要に応じて、本章第1節 1-2 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。 《総務課、全部局》

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援³³を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する³⁴ことを検討し、所要の準備を行う。 《財政課、関係部局》

第3節 対応期

【目的】

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市および関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況ならびに市民生活および市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、随時見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異およびワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合には、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期かつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府策本部および県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

- ① 市は、県内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、特措法によらず「小浜市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）」を設置³⁵する。なお、その組織および対策本部会議については、本節 3-2-1 によるものとする。

《防災防犯課、健康応援課、全部局》

- ② 市は、必要な人員体制を強化するための全庁的な対応を進める。 《人事厚生班》

³³ 特措法第 69 条、第 69 条の 2 第 1 項ならびに第 70 条第 1 項および第 2 項

³⁴ 特措法第 70 条の 2 第 1 項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、または生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

³⁵ 特措法第 34 条では、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときは、直ちに市町村対策本部を設置しなければならない」とされている。

- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。《人事厚生班》
- ④ 県が、県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認め、本市が実施する新型インフルエンザ等対策に関し総合調整を行う場合には、市は当該総合調整に従い、対策を実施する。《関係部局》
- ⑤ 市は、県が感染症法に基づき新型インフルエンザ等の発生を予防し、またはまん延を防止するために必要があると認め、本市に対し感染症法に定める措置に関し総合調整を行う場合には、当該総合調整に従い対策を実施する。《感染予防班》

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部または大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行³⁶を要請する。《人事厚生班》
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町または県に対して応援を求める³⁷。《人事厚生班》

3-1-2. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。《財政・生活物資班》

3-2. 緊急事態措置

3-2-1. 緊急事態宣言時の手続き

- ① 市は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言³⁸がなされた場合には、直ちに特措法に基づく対策本部を設置³⁹し、平時における準備を基に、全庁体制で市民の生命および健康を保護し、市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるよう必要な措置を講じる。

《防災防犯課、健康応援課、全部局》

³⁶ 特措法第26条の2第1項

³⁷ 特措法第26条の3第1項および第26条の4

³⁸ 特措法第32条第1項

³⁹ 特措法第34条

ア 対策本部の組織⁴⁰および業務分担

- ・対策本部の組織および各部の業務分担は、「小浜市新型インフルエンザ等対策本部条例」および「小浜市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱」に定めるものとする。
- ・対策本部は、市が実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。
- ・対策本部の事務を処理するため、対策本部に本部長が指名する事務局長をおく。

【小浜市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱 別表第1および第2】 (令和7年4月現在)

別表第1 (第2条関係) 対策本部の組織

本部長 市長
 副本部長 副市長、教育長、消防署長
 本部員 特命幹、各部長、議世事務局長、監査委員事務局長、各調整担当部次長、その他本部長が必要と認める職員

部	部長	副部長	班	班の構成課(機構順)
総務部	総務部長	総務部次長 (調整担当)	広報班 人事厚生班 生活支援班 防災班(危機対策)	市長公室 総務課 税務課 防災防犯課
経営企画部	経営企画部長	経営企画部次長 (調整担当)	情報処理班 交通対策班 財政・生活物資班 設備班	未来創造課 新幹線・交通政策課 移住定住交流課 財政課 御食国ブランド戦略課 営繕管財課
生活福祉部	生活福祉部長	生活福祉部次長 (調整担当)	感染予防班 保健支援班 要支援者支援班 環境衛生班	子育て応援課 健康応援課 地域福祉課 環境衛生課 市民課
経済産業部	経済産業部長	経済産業部次長 (調整担当)	産業班 観光・国際班 調達班 ライフライン班	商工振興課 文化観光課 農林水産課 都市デザイン課 上下水道課
教育部	教育部長	教育部次長 (調整担当)	学校教育班 社会教育班	教育総務課 生涯学習スポーツ課
会計部	部長級	部次長級	会計班	会計課
各部共通			連絡班 特別班	各部連絡責任者 本部長が指名する者

注：各部が担当する班の班長および班員は、班を構成する課の中からそれぞれ部長が決定する。(要綱第2条第5項)

⁴⁰ 特措法第35条第1項および第2項

別表第2（第2条関係）

新型インフルエンザ等対策本部設置時における業務分担

部名	班名	分担業務
総務部	広報班 人事厚生班 生活支援班 防災班（危機対策）	広報・広聴および報道機関との連絡調整に関すること。 職員の動員および配置に関すること。 職員の感染予防に関すること。 社会活動等の自粛要請等に関すること。 生活必需品確保に関すること。 対策本部に関すること。 防災計画に関すること。
経営企画部	情報処理班 交通対策班 財政・生活物資班 設備班	対策にかかるデジタル技術の活用支援および情報管理に関すること。 公共交通事業者への感染防止策の要請または指示に関すること。 必要物資の調達、予算措置に関すること。 対策本部等に係る設備等の設置管理に関すること。 コミュニティセンター等施設に対する感染防止策の徹底または要請に関すること。 コミュニティセンター等施設に対する使用制限の要請または指示に関すること。
生活福祉部	感染予防班 保健支援班 要支援者支援班 環境衛生班	対策本部に関すること。 社会福祉施設等の感染防止策の徹底の要請または指示に関すること。 社会福祉施設等の健康被害情報収集に関すること。 社会福祉施設等の使用制限の要請または指示に関すること。 在宅要支援者の生活状況の把握と支援に関すること。 福祉サービスの継続利用等に関すること。 介護サービスの継続利用等に関すること。 住民接種、特定接種に関すること。 県、医療機関等の連携・情報提供に関すること。 コールセンター設置に関すること。 死体の火葬、埋葬等に関すること。 一時的な遺体安置施設の把握・検討および衛生管理に関すること。 廃棄物の収集、処分に関すること。
経済産業部	産業班 観光・国際班 調達班 ライフライン班	事業者等に対する感染防止策の徹底または指示に関すること。 観光者等への感染予防等に関すること。 食糧の安定供給の要請または指示に関すること。 必要物資の調達に関すること。 畜産物の風評被害防止に関すること。 ライフライン事業者への安定供給の要請または指示に関すること。
教育部	学校教育班 社会教育班	学齢児童生徒ならびに教職員等の感染予防に関すること。 小中学校等の活動縮小、臨時休業等に関すること。 社会教育・体育施設に対する感染防止策の徹底または要請に関すること。 社会教育・体育施設に対する使用制限の要請または指示に関すること。
会計部	会計班	新型インフルエンザ等関係費の出納に関すること。 他部（班）の応援に関すること。
各部共通	連絡班	本部事務局との連絡調整、部内とりまとめ等連絡調整に関すること。
	各班	連絡調整ならびに情報収集および提供に関すること。 他部（班）の業務遂行にあたり応援要請のあったこと。
	特別班 （統括班・ワクチン班等）	必要に応じて組織し、その所掌事務または業務にあたる。

注：小浜市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱別表に改正があった場合は、改正後の別表のとおりとする。

イ 対策本部会議

- ・対策本部会議は本部長が招集し、議長は本部長とする。
- ・本部長は、必要があると認める場合は、本部員以外の職員または職員以外の者を出席させ、意見または説明を求めることができる。また、必要に応じて、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の助言を得る。

設置組織（会議）	小浜市新型インフルエンザ等対策本部（会議）
設置（開催）時期	県内において新型インフルエンザ等が発生したとき（市独自） 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたとき（特措法による）
本部長（議長）	市長
構成員	「小浜市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱」別表第1の本部長、副本部長および本部員
事務局	防災防犯課（主に本部の設置に関すること） 健康応援課（主に情報の収集・共有に関すること）

- ② 市は、本市の区域に係る緊急事態宣言措置を的確かつ迅速に実行するため、必要があると認めるときは、緊急事態宣言措置に関する総合調整を行う⁴¹。 《対策本部》

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する⁴²。 《対策本部》

⁴¹ 特措法第36条第1項

⁴² 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期（平時）

【目的】

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、県や他市町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、県および市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等について整理する。

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

- ① 市は、平時から、感染症に関する基本的な情報と感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動と対策等について、市民等の理解を深めるため、リーフレット、ホームページ、SNS 等の各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う⁴³。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が、社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、各所管課は、庁内関係課間や県の所管部局、保健所等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

《子育て応援課、健康応援課、商工振興課、教育総務課、関係部局》

⁴³特措法第13条第1項

- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた市民等への情報提供・共有内容についてあらかじめ整理しておく。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮を考慮しつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

《市長公室、子育て応援課、健康応援課、地域福祉課、文化観光課、教育総務課、関係部局》

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者、帰国者、外国人等に対する偏見・差別等は許されるものではなく法的責任を伴い得ること等、人権に関する啓発や、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなること等について啓発する⁴⁴。

《健康応援課、生涯学習スポーツ課、関係部局》

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

《市長公室、健康応援課、関係部局》

【情報提供・共有の方法（例）】

形態	方法
直接的な提供・共有	記者会見
	市ホームページ
	SNS（文字によるもの・動画によるもの）
	広報誌
	防災行政無線
	リーフレット、パンフレット、ポスター
	出前講座
	回覧板
メディア等を通じた提供・共有	ケーブルテレビ
間接的な提供・共有	民生委員等を通じた情報提供・共有
	公共交通機関の車内アナウンス

⁴⁴特措法第13条第2項

1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、新型インフルエンザ等の発生時に県からの感染状況、対策方針等の情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。

《健康応援課、関係部局》

1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

① 市は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに感染症情報を市民等へ情報提供・共有が図れるよう、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言を得ながら、情報提供・共有方法や、コールセンター等の設置をはじめとした相談体制、リスクコミュニケーションの在り方等について検討する。 《市長公室、健康応援課、関係部局》

② 市は、感染症情報の共有にあたり、情報の受取り手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理する。

《市長公室、健康応援課、関係部局》

③ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に国からの要請を受けて市民等からの相談に応じるため、コールセンター等が設置できるよう準備を進める。 《健康応援課》

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生または発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

2-1-1. 市における情報提供・共有

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用して、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、有効な感染予防対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを发出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

《市長公室、子育て応援課、健康応援課、地域福祉課、文化観光課、教育総務課、関係部局》

- ② 外国人労働者等に対しては、国籍ごとの居住人数および居住場所の把握に努め、雇用主や国際交流協会等の協力を得ながら、適切な情報提供・共有を行う。

《健康応援課、市民課、商工振興課、文化観光課、関係部局》

- ③ 市は、国が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

《健康応援課、関係部局》

- ④ 市は、必要に応じて、新型インフルエンザ等の発生状況や留意すべき点等をまとめた特設サイト等の開設準備を進める。 《市長公室》

2-1-2. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に市民等に情報提供・共有する。

また、市は県および国と連携し、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報など、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。 《市長公室、健康応援課、関係部局》

2-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、県との新型インフルエンザ等の感染状況や対策方針等についての情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、双方向による迅速かつ確実な情報提供・共有に努め、地域の状況を把握する。 《健康応援課、関係部局》

2-3. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、国からの要請を受けて速やかにコールセンター等を設置し、市民等の相談に応じるとともに、国や県から提供されたQ&A等に基づき、適切に情報を提供する。

《健康応援課》

- ② 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者をはじめ市民等の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられる意見の把握等を通じて、情報の受取り手である市民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

《市長公室、健康応援課、関係部局》

第3節 対応期

【目的】

感染症危機において対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

3-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

3-1-1. 市における情報提供・共有

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体や、その受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用して、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大措置等の対策等について、対策の実施主体等を明確にしなが、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

《広報班、感染予防班、保健支援班、要支援者支援班、学校教育班》

- ② 外国人労働者等に対しては、国籍ごとの居住人数および居住場所の把握に努め、雇用主や国際交流協会等の協力を得ながら、適切な情報提供・共有を行う。

《広報班、感染予防班、保健支援班、産業班、観光・国際班》

- ③ 市は、国が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

《感染予防班、保健支援班》

- ④ 市は、必要に応じて、新型インフルエンザ等の発生状況や留意すべき点等をまとめた特設サイト等を運営する。 《広報班》

3-1-2. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に市民等に情報提供・共有する。

また、市は県および国と連携し、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報など、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう適切に対処する。 《広報班、感染予防班、保健支援班》

3-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、県との新型インフルエンザ等の感染状況等の情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、双方向による迅速かつ確実な情報提供・共有に努め、地域の状況および市民が必要とする情報把握を行い、次の情報提供に反映する。

《感染予防班、保健支援班》

3-3. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者をはじめ市民等の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられる意見の把握等を通じて、情報の受取り手である市民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

《広報班、感染予防班、保健支援班》

- ② 市は、国からの要請を受けて設置したコールセンター等の体制を強化・継続し、市民等の相談に応じるとともに、国や県から提供されたQ&A等に基づき、適切な情報提供を行う。

《感染予防班、保健支援班》

第3章 まん延防止

第1節 準備期（平時）

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することにより、市民の生命および健康の保護するため、また、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するために、市民等や事業者の理解促進に取り組む。

1-1. 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市および園・学校等は、基本的な感染対策（マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）に関する正確な知識の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターや医療機関に連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等、有事の対応等について平時から理解促進を図る。

《子育て応援課、健康応援課、教育総務課、関係部局》

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにするために、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2-1. まん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。 《関係部局》

第3節 対応期

【目的】

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命および健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、市内の感染状況を踏まえた上で、県と連携して国等が準備期に検討した指標やデータ等も活用しながら、緊急事態措置をはじめとする対策を柔軟かつ機動的に切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

3-1. まん延防止対策の内容

市は、県が、国等による情報の分析やリスク評価に基づき感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況および市民の免疫の獲得状況等に応じてまん延防止対策を講じるにあたり、必要な協力を行い迅速に対応する。《感染予防班》

3-1-1. 患者や濃厚接触者以外の市民に対する要請等

3-1-1-1. 外出等に係る要請等

市は、県が地域の実情に応じて集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛の要請を行った場合、市民等が速やかにその要請に応じ行動できるよう周知を行う。

また、市は、県がまん延防止等重点措置として重点区域⁴⁵において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛の要請⁴⁶や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場所を除き、みだりに居宅等から外出しないこと等の要請⁴⁷を行った場合において、市民等が速やかにその要請に応じ行動できるよう周知を行う。《広報班、感染予防班》

3-1-1-2. 基本的な感染対策に係る要請等

市は、国や県と連携し、市民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策に加え、時差出勤やテレワーク、オンライン会議等の活用等の取組を推奨するとともに、必要に応じてその徹底について周知・啓発を行う。

《広報班、感染予防班、産業班、学校教育班、関係各班》

⁴⁵ 特措法第31条の6第1項第2号に規定する「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」をいう。

⁴⁶ 特措法第31条の8第2項

⁴⁷ 特措法第45条第1項

3-1-2. 事業者や学校等に対する要請

3-1-2-1. 営業時間の変更や休業要請等

市は、県がまん延防止等重点措置として行う、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更⁴⁸の要請や、緊急事態措置として行う学校等の多数の者が利用する施設⁴⁹を管理する者または当該施設を使用して催物を開催する者に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請⁵⁰に関して、必要な対応を迅速に行う。《広報班、感染予防班、産業班、学校教育班、社会教育班、関係各班》

3-1-2-2. 学級閉鎖・休校等の要請

- ① 市は、県が、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ必要に応じて行う、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を受けて、迅速に関係者への情報提供・共有を行う。《感染予防班、学校教育班》

- ② 市は、県が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業⁵¹（学級閉鎖、学年閉鎖または休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請した場合には、その要請に応じ、迅速に対応する。《学校教育班》

⁴⁸特措法第31条の8第1項

⁴⁹新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に規定する施設

⁵⁰特措法第45条第2項

⁵¹学校保健安全法第20条

第4章 ワクチン

第1節 準備期（平時）

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に市民の生命および健康を保護し、市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国の方針を踏まえた円滑なワクチン接種の実現に向けて、国および県、医療機関、事業者等とともに、必要な準備を行う。

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。 《健康応援課》

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 ※ 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備する。 （代表的な物品） <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（予防接種（ワクチン）に関するガイドライン）

1-2. ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するにあたっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

《健康応援課》

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

市は、国の方針を踏まえ、平時から医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を行う。 《健康応援課》

1-3-2. 特定接種⁵²

① 市は、特定接種について、国が行う事業者の登録作業に係る周知および登録事業者の登録に対し、必要な協力を行う。 《健康応援課》

② 登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者および新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の地方公務員については、当該地方公務員の所属する県または市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

市は、国の要請を踏まえ速やかに特定接種が実施できるよう準備を行うとともに、登録事業者に対して必要な支援を行う。 《総務課、健康応援課》

③ 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。 《総務課》

1-3-3. 住民接種⁵³

平時から、以下（ア）から（ウ）のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）市は、国等の協力を得ながら、当該市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る⁵⁴。 《健康応援課、関係部局》

⁵² 特措法第28条

⁵³ 特措法第27条の2

⁵⁴ 予防接種法第6条第3項

a 市は、住民接種については、厚生労働省および都道府県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域医師会等と連携した接種体制についての検討を行う。

また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう、接種の流れについてシミュレーションを行うなど、接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数
- ii 市の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、公的な施設等）および運営方法
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県および市町間、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法

b 市は、医療従事者や高齢者等施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておくなど、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者施設等の社会福祉施設の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部局が連携し、これらの者への接種体制を検討しておく。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（予防接種(ワクチン)に関するガイドライン)

c 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種か個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ必要な医療従事者数を算定する。

特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、地域の医師会等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ておく。

d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所および調剤（調製）場所、接種の実施にあたる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつ、それぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管については、室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

《健康応援課》

(ウ) 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。 《健康応援課》

1-4. 情報提供・共有

市は、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、国が科学的根拠に基づき提供・共有する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性および安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページやSNS等を通じて発信し、市民等の理解促進を図る。 《健康応援課》

1-5. DXの推進

① 市は、市が活用する予防接種関係のシステムが、国が整備するシステム基盤と連携することで予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。 《健康応援課》

- ② 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。 《健康応援課》
- ③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないように、環境整備に取り組む。 《健康応援課》

第2節 初動期

【目的】

国の方針に基づき、準備期からの取組を基に、県等と連携して接種体制等の必要な準備を進め、速やかな予防接種へとつなげる。

2-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、第4章第1節1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

《健康応援課》

2-2. 接種体制

2-2-1. 接種体制の準備

市は、国が特定接種または住民接種の実施を見据えて整理した接種の優先順位の考え方を基に、接種体制等の必要な準備を行う。 《健康応援課》

2-2-2. 接種体制の構築

① 市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

《健康応援課》

② 市は、国が示す住民接種の目標ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討する。

《健康応援課》

- ③ 接種の準備にあたっては、予防接種担当部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について必要な人員数の想定し、業務継続が可能な人員の確保および配置を行う。 《総務課、健康応援課、関係部局》
- ④ 接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。 《健康応援課》
- ⑤ 市は、高齢者施設等の社会福祉施設に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係団体等と連携し、接種体制を構築する。

《健康応援課、地域福祉課》

2-2-3. 臨時の接種会場

- ① 市は、接種が円滑に行われるよう、医療機関等以外の場所（公的な施設等）を臨時の接種会場として開設⁵⁵、医療機関等の医師・看護師等が当該臨時の接種会場において接種を行うことについても協議を行うとともに、臨時の接種会場における運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。また、臨時の接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。 《健康応援課》
- ② 医療機関等以外の臨時の接種会場における接種従事者は、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師または看護師1名、薬液充填および接種補助を担当する看護師または薬剤師等1名を1チームとすることを基本とし、接種後の状態観察を担当する者（医療従事者が望ましい）、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などを担当する職員を配置する。 《総務課、健康応援課》
- ③ 臨時の接種会場は、感染予防の観点から、被接種者が一定の間隔を取ることができる広さを確保し、ロープなどで接種経路の進行方向に一定の流れをつくとともに、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際して接種の流れが滞ることがないように配慮する。
- また、車いすやスロープの設置等、要配慮者への対応について準備を行う。
- 《健康応援課》
- ④ 臨時の接種会場において必要な物品については、第4章第1節1-1の資材が想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数を準備する。 《健康応援課》

⁵⁵ 医療機関以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要。

- ⑤ 臨時の接種会場における救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関しては、あらかじめ医師会等と協議の上で物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理に努める。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ会場内の従事者について役割を確認するとともに、若狭消防組合および二次医療機関である杉田玄白記念公立小浜病院との適切な連携体制を確保する。

《健康応援課》

- ⑥ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨を表示した掲示板を掲げる等の必要な措置を講じるなど、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」の基準を遵守するとともに、収集の頻度や量等について、廃棄物処理業者と事前に協議しておく。

《健康応援課、環境衛生課》

第3節 対応期

【目的】

あらかじめ準備期に計画したワクチンの供給体制および接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。

実施にあたっては、国の方針および実際のワクチン供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時調整を行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

また、ワクチンを接種したことによる副反応の症状等についても適切な情報収集・提供を行うとともに、健康被害救済制度についての周知に努める。

3-1. ワクチンの供給

- ① 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量および供給状況の把握を行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。 《特別班》
- ② 市は、国からの要請を受けて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて、ワクチンを割り当てる。 《特別班》

- ③ 市および県は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。

また、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を併せて行う。 《特別班》

3-2. 接種体制

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。 《特別班》

- ② 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針に基づき追加接種を行う場合においても、国および県、医療機関等と連携し、混乱なく円滑に接種が進められるよう接種体制の継続的な整備に努める。 《特別班》

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

市は、特定接種を実施することを国が決定した場合⁵⁶において、国と連携し、国が定めた具体的運用方針に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

《人事厚生班、特別班》

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種の準備

市は、国が定める接種順位の決定を踏まえ、国と連携して、予防接種⁵⁷を実施するための準備を行う。 《特別班》

3-2-2-2. 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、全市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期および初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。 《特別班》
- ② 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。 《特別班》

⁵⁶ 特措法第28条

⁵⁷ 予防接種法第6条第3項

- ③ 市は、各会場における適切な予診の実施のほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む）の整備状況等についての確認を行う。《特別班》
- ④ 市は、接種会場における感染対策として、発熱等の症状を呈しているなど予防接種を行うことが不適当な状態にある者については接種会場に赴かないよう、注意喚起を行う。
《広報班、感染予防班》
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、市民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
また、国からの要請を受けて、国に対し接種に関する情報提供・共有を行う。《特別班》
- ② 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。
スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行する等により、接種機会を逸することのないよう対応する。《特別班》
- ③ 市は、接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ホームページやSNS、広報誌への掲載等により、市民への周知を図る。
《広報班、特別班》

3-2-2-4. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公的な施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。

また、高齢者施設等の社会福祉施設に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部局や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

《要支援者支援班、特別班》

3-2-2-5. 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。《特別班》

3-3. 健康被害に対する速やかな救済

- ① 市は、国や県と連携し、予防接種の実施により健康被害が生じたおそれがある者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を行う。 《特別班》
- ② 市は、予防接種健康被害救済措置⁵⁸について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を行う。 《特別班》

3-4. 情報提供・共有

- ① 市は、国および県と連携し、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性および安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者⁵⁹や接種頻度、副反応疑い報告および健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について、積極的にリスクコミュニケーションを行う。 《広報班、特別班》
- ② 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、市民等への周知・共有を行う。 《広報班、特別班》

3-4-1. 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。 《広報班、特別班》

3-4-2. 住民接種に係る対応

市は、予防接種の実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、国および県が設置する相談窓口（コールセンター等）の連先等の周知を行うとともに、住民からの基本的な相談に応じる。

特に、特措法第27条の2第1項に基づく住民接種の開始時においては、新型インフルエンザ等の流行に対する不安が高まっており、ワクチンの需要が極めて高い一方、供給量が限られていることに加え、ワクチンの有効性・安全性についての情報が限られること、平時の予防接種では実施していない接種体制による混乱等も想定されることから、市民一人ひとりがどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えることに努める。

《広報班、特別班》

⁵⁸ 予防接種法第15条

⁵⁹ 医学的理由等による未接種者等がいることについて留意が必要である。

第5章 保健

第1節 準備期（平時）

【目的】

感染症の有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる。また、県衛生環境研究センターは、地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機の中核となる。

市は、県が収集・分析した感染症に係る情報を、県と連携して関係者や市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有の基盤づくりを行う。

1-1. 人材の確保

市は、平時から感染症対応が可能な専門職を含む人材の計画的な確保に努めるとともに、有事の際の保健体制を構築する。 《総務課、健康応援課》

1-2. 研修・訓練等を通じた人材育成および連携体制の構築

① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修・訓練等を積極的に活用し、人材の育成を図る。 《総務課、健康応援課》

② 市は、県等が実施する感染症対策に係る連携会議等に積極的に参加し、意見交換や必要な調整等を通じて連携を強化するとともに、感染症危機への対応能力の維持向上を図る。

《健康応援課、関係部局》

第2節 初動期

【目的】

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要であるため、市は市民等に対して、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の市内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2-1. 有事体制への移行

市は、県から応援派遣要請があった場合の対応について、準備を進める。 《健康応援課》

2-2. 市民への情報提供・共有の開始

市は、国や県が設置した情報提供・共有のためのウェブサイト等の市民への周知、Q&Aの公表、市民向けのコールセンターの設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。 《市長公室、健康応援課》

第3節 対応期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、県と連携し、求められる業務に協力することにより、市民の生命および健康を保護する。

その際、感染症の特徴や感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

1-1. 主な対応業務の実施

- ① 市は、県が実施する健康観察⁶⁰等に協力する。 《保健支援班》
- ② 市は、県が実施する当該患者とその濃厚接触者が日常生活を営むために必要な食事提供等のサービスや、パルスオキシメーター等の物品の支給に協力する⁶¹。《保健支援班》
- ③ 市は、県が②の食事提供等の体制を整備するまでの期間において、必要に応じて市の備蓄物資を支給する等、地域の実情に応じた柔軟な対応に努める。

《生活支援班、保健支援班》

⁶⁰感染症法第44条の3第1項、第2項

⁶¹感染症法第44条の3第7項、第9項および第10項

第6章 物資

第1節 準備期（平時）

【目的】

感染症対策物資等は、有事において検疫・医療・検査等を円滑に実施するために欠かせないものであるため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

① 市は、行動計画に基づき、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する⁶²。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁶³。

《防災防犯課、健康応援課、環境衛生課、関係部局》

② 消防機関は、国および県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。 《若狭消防組合消防本部》

第2節 初動期

【目的】

感染症物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要であるため、市は、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

2-1. 感染症対策物資等の備蓄等の確認および確保

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえ、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するとともに、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合は、国および県等と連携し必要な感染症対策物資等の確保に努める。 《健康応援課》

⁶² 特措法第10条

⁶³ 特措法第11条

第3節 対応期

【目的】

感染症物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要であるため、市は、初動期に引き続き必要な感染症対策物資等の確保を図るとともに、使用状況に応じた補充に努める。

2-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資および資材が不足するときは、国や県等が備蓄する物資等の供給を県に要請するとともに、市が備蓄する物資等を融通する等、物資および資材の供給に関し相互に協力するよう努める。　《感染予防班》

第7章 市民生活および市民経済の安定の確保

第1節 準備期（平時）

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命および健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置の実施により、市民生活および市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。

市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、各々必要な準備を行うことを推奨することにより、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活および市民経済の安定を確保するための体制および環境を整備する。

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や庁内部局間の連携を図るために必要となる情報共有体制を整備する。 《健康応援課、関係部局》

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象者に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。 《全部局》

1-3. 物資および資材の備蓄等

① 市は、行動計画に基づき、第6章第1節1-1で備蓄する感染症対策物資等のほかに、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する⁶⁴。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁶⁵。 《防災防犯課、関係部局》

② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推進する。

《防災防犯課、健康応援課、関係部局》

⁶⁴ 特措法第10条

⁶⁵ 特措法第11条

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともに、その具体的手続を決めておく。

《健康応援課、地域福祉課》

1-5. 火葬体制の構築

市は、国および県と連携し、火葬場の火葬能力および一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行うとともに、県が確保する広域的な火葬体制を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染拡大時においても火葬等を適切に実施できるよう、調整を行う。

また、その際には、戸籍事務担当部局等との調整を行うものとする。

《環境衛生課、市民課》

1-6. 廃棄物の処理

市は、廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時においても廃棄物を適切に処理できるよう、適宜情報共有を図る。 《環境衛生課》

第2節 初動期

【目的】

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活および社会経済活動の安定を確保する。

2-1. 遺体の火葬・安置

市は、国および県からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

《営繕管財課、環境衛生課》

2-2. 廃棄物の処理

市は、廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時において廃棄物を適切に処理する体制を整えるとともに、国が策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（国が新たに発生した新型インフルエンザ等に関してガイドラインを示した場合においては、当該ガイドライン）に準じて、廃棄物を適切に処理する。 《環境衛生課》

第3節 対応期

【目的】

市は、国および県と連携し、準備期での対応を基に、市民生活および市民経済の安定を確保するための取組を行う。

また、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、市民および事業者等への必要な支援や対策を行うことにより、市民生活および市民経済の安定の確保に努める。

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、国および県と連携し、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮して、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。《保健支援班、要支援者支援班、学校教育班》

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国および県からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

《要支援者支援班》

3-1-3. 教育および学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁶⁶やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、国および県と連携し、教育および学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。《学校教育班》

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、国および県と連携し、市民生活および市民経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めや売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

《生活支援班、産業班》

⁶⁶ 特措法第45条第2項

- ② 市は、国および県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。 《広報班、生活支援班》
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、臨時の財政措置等、必要な措置を講ずる。 《財政・生活物資班、各班》
- ④ 市は、国および県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資もしくは役務または市民経済上重要な物資もしくは役務の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）」、「国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）」、「物価統制令（昭和21年勅令第118号）」その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置（事業者や住民等への情報提供等⁶⁷）を講ずる⁶⁸。

《生活支援班、産業班》

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、国および県からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。
《環境衛生班》
- ② 市は、「埋火葬許可証」の発行にあたっては、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるよう努める。 《市民課》
- ③ 市は、国および県からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
《環境衛生班》
- ④ 市は、遺体の搬送および火葬に従事する者と連携し、円滑に火葬が実施できるよう努めるものとする。また、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。 《環境衛生班》
- ⑤ 市は、必要に応じて、遺体の保存作業のための人材等を確保する。
《人事厚生班、環境衛生班》

⁶⁷ 参照：逐条解説 改訂版（2025年9月10日発行 中央法規出版株式会社）P321「国民に対する情報提供などを想定」

⁶⁸ 特措法第59条

- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収納能力を超える事態となった場合には、市は臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県が確保する広域的な火葬体制についての最新情報を得て、県の協力のもと円滑に火葬が行われるよう努める。

《環境衛生班》

- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬または火葬を円滑に行うことが困難となり、国が公衆衛生上の危害の発生を防止するため特に緊急の必要があると認め、埋火葬の実施およびその手続きについて特例を定めた場合⁶⁹においては、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行うものとする。 《環境衛生班、市民課》

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

市は、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による、事業者の経営および市民生活への影響を緩和し、市民生活および市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる⁷⁰。

《財政・生活物資班、産業班》

3-2-2. 市民生活および市民経済の安定に関する措置

- ① 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。 《ライフライン班》
- ② 市は、廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等のまん延時において、廃棄物の収集・運搬・処理を円滑に行うために必要な措置を講ずる。 《環境衛生班》

⁶⁹ 特措法第56条

⁷⁰ 特措法第63条の2第1項

用語集

	用語	内容
い	医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する、都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
か	患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものおよび無症状病原体保有者（感染症法第 6 条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している者であって、当該感染症の症状を呈していないもの）を含む。）、指定感染症の患者または新感染症の所見がある者。
	患者等	患者および感染したおそれのある者。
	感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命および健康ならびに国民生活および国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
	感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資ならびに、これらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資および資材。
き	帰国者等	帰国者および入国者。
	季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち、抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす「A型」、またはA型のような毎年の抗原変異が起こらない「B型」により引き起こされる、呼吸器症状を主とした感染症。
	基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
	業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
	緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」のこと。 新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により、国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨および緊急事態措置を実施すべき期間、区域およびその内容が公示される。

き	緊急事態措置	<p>特措法第 2 条第 4 号に規定する「新型インフルエンザ等緊急事態措置」のこと。</p> <p>国民の生命および健康を保護し、ならびに国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体ならびに指定公共機関および指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。</p> <p>例えば、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限または停止等を要請すること等が含まれる。</p>
け	健康観察	<p>感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事または保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者または当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。</p>
こ	国立健康危機管理研究機構 (JIHS)	<p>国立健康危機管理研究機構法に基づき、内閣感染症危機管理統括庁（感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。）や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025 年 4 月に設立された国立健康危機管理研究機構。</p> <p>国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。</p>
	個人防護具	<p>マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。</p>
	5 類感染症	<p>感染症法第 6 条第 6 項に規定する感染症。</p> <p>新型コロナは、2023 年 5 月 8 日に「5 類感染症」に位置付けられた。</p>
し	指定感染症	<p>感染症法第 6 条第 8 項に基づき、政府が政令で一時的に指定する感染症。</p> <p>指定期間は原則 1 年間で、必要に応じて延長される。</p>
	指定（地方）公共機関	<p>特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関および同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。</p> <p>電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。</p>
	住民接種	<p>特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命および健康に著しく重大な被害を与え、国民生活および国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者および期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。</p>

し	新型インフルエンザ等	<p>感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）および感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。</p> <p>本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。</p>
	新興感染症	かつて知られていなかった新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に公衆衛生上問題となる感染症。
せ	積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。
そ	相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等または患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
	双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
と	登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
	特定新型インフルエンザ等対策	<p>特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。</p> <p>地方公共団体が特措法および感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。</p>
	特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供ならびに国民生活および国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
	(都道府) 県連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。
の	濃厚接触者	感染した人との近距離での接触や、長時間の接触等により、新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。

は	パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度（血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合）を測定する医療機器。
	パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
ふ	フレイル	身体性脆弱性のみならず、精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
	プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高く、あらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
ま	まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。 同法第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。 例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
ゆ	有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から、特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
よ	予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県および保健所設置市等が定める、感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
り	リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

○小浜市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 3 月 25 日
条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、小浜市新型インフルエンザ等対策本部(法第 34 条第 1 項の規定により本市に設置される同項の市町村対策本部をいい、以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 対策本部の長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

- 2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長および本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換および連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

- 2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(その他)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

【新型コロナ時における本市の対応（ワクチン接種）】

小浜市新型コロナワクチン接種対策チーム

《目的》市民に対して、新型コロナワクチン接種を迅速かつ確に行うため、対策チームを編成し、ワクチン接種の体制強化を図る。

《内容》民生部子ども未来課（当時）を中心に構成する対策チームが関係機関との調整や接種会場の確保、接種券の発行など、ワクチン接種の準備を行う。また、市民からの相談業務についても取り組む。

《設置期間》令和3年2月1日～令和6年3月31日 《チーム設置場所》小浜市健康管理センター内

チーム総人員 20人（兼務含む）

チーム構成	
チーム長	民生部 部長
副チーム長	民生部 部次長(子ども未来課長)
副チーム長	会計管理者
リーダー	民生部 子ども未来課 主幹
副リーダー	民生部 高齢・障がい元気支援課 主幹
副リーダー	企画部 財政課 課長補佐
チーム員	民生部 子ども未来課 保健・食の安全グループ 主事1人 主任保健師4人 保健師3人 管理栄養士1人
	民生部内 主査1人 主事1人
	総務部内 主事1人
	産業部内 主査2人

《実状》

1) 人員について

- ・チーム総人員20人だが、兼務者が大半を占める。
- ・実働人員は、6人(令和3年2月～令和3年7月まで。令和3年7月に1人が兼務終了し、その後5人で稼働)
- ・令和3年7月から一か月間、2人の職員が交代で増員された。
- ・会計年度任用職員は増員されたが、補正予算や医療機関とのやり取り等、正職員の対応が必要な業務が多数あった。

2) 時間外労働について

- ・医療機関との連絡、予約キャンセル対応等のため休日出勤あり。
- ・集団接種は土日実施のため、休日出勤が必須であった。

《今後に向けての反省点》

- ・チーム発足直後など、特に業務が安定するまでは十分な実働人員の確保が必要。
- ・増員されるまで、期間があいた。繁忙期は迅速な増員が望ましい。
- ・交代で職員の増員があったが、日々別の人が動員されるため、その都度業務の説明、指導が必要であった。増員職員対応の間、通常業務が滞るため、特定職員の増員が望ましい。

小浜市ワクチン接種コールセンター

《設置期間》 令和3年3月22日～令和6年3月29日

《チーム設置場所》 小浜市健康管理センター ワクチン接種対策チーム内

《電話回線》 当初5回線で開始。6月以降、10回線に増設

《対応人員》 事務職6人 保健師1人

※コールセンター入電件数減少に伴い、事務職人員削減。
令和6年1月以降、事務職2人 保健師1人

《対応内容》 接種の予約

接種体制(時期や会場等)についての問い合わせ
接種券についての問合せ(再発行の依頼など)
その他窓口業務(接種済証発行、接種証明書発行、予診票再発行など)

《開設時間》 平日9:00～17:15

※高齢者宛ての1回目接種券発送日から2週間の間は、土日・祝日もコールセンター開設。
(令和3年4月23日～令和3年5月5日)

【新型コロナ時における本市の対応（ワクチン接種）】

医療機関における個別接種体制

医療機関における個別接種

- ・市内立地の13施設において実施
- ・若狭町、おおい町立地の5診療所においても住所地外接種届が不要な体制を調整(連携協定締結)

診療所等での接種体制

- ・診療と合わせてワクチン接種を実施
- ・診療時間外にワクチン接種のみ実施

接種予約管理

- ・市が予約受付システム「MRSO」を活用して管理。Web予約、コールセンターでの電話予約が可能。
- ・予約者名簿を市が作成し、接種医療機関に送付。

予約者名簿：1週間分の予約一覧名簿
 変更者名簿：前日に変更があった分の名簿

実施までの準備

《医療機関》

- ①実施の登録(契約、システム登録)
- ②日常診療体制を確保しながらの接種実施体制の計画立案
- ③接種および緊急時等に係る必要物品の確保
- ④ワクチン手配のための手続き
- ⑤接種の手技や流れの確認
- ⑥緊急時の処置等の確認
- ⑦請求事務取り扱いの確認

(医療機関③詳細)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き(2.0版)」P33に基づき、個別接種実施医療機関に準備体制整備を依頼。
 必要物品が揃っているか、接種開始前に各医療機関に市職員が訪問し、現場確認を実施。

《必要物品》

- 血圧計
- 静脈路確保用品
- 輸液セット
- アドレナリン注射液0.1%(2本以上)
 ⇒ ボスミン注1mg または アドレナリン注0.1%シリンジ「テルモ」
 ⇒ 自己注射液「エピペン注射液0.3mg」でも可
- 医療用冷蔵庫(温度表記あり)
- 標準的な救急カート
- パルスオキシメーター
- 酸素ボンベ

《市民がかかりつけの医療機関で個別接種を受けるまでの流れ》

- ① かかりつけ医療機関が接種実施機関であるか確認
- ② かかりつけ医と接種の可否や診療状況と接種の日程等を相談する
- ③ 小浜市のコールセンターに電話等で予約する
- ④ 予約日時に予約した医療機関に行く
- ⑤ 接種を受ける
- ⑥ 接種済み証の発行を受ける

【新型コロナ時における本市の対応（ワクチン接種）】

集団接種

1. 高齢者対象 特設会場での集団接種

《開催日》令和3年6月13日、7月4日

《会場》小浜市役所 1階市民ホール、4階大会議室、廊下、401会議室、402会議室

《接種体制》

- ・ 2レーン体制
- ・ 医師：2名、看護師：7名、事務：21名
- ・ 時間：1日6時間 3時間×2（午前/午後）
- ・ 接種人数：148人/日



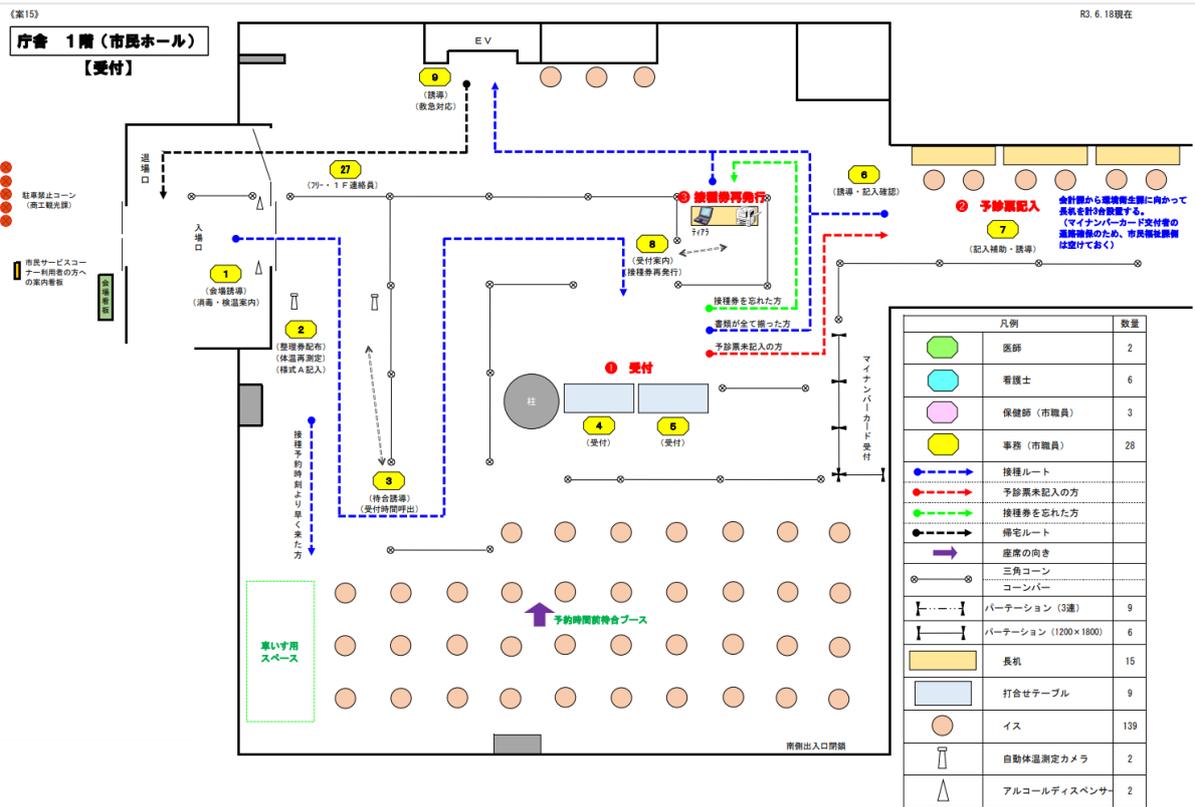
待合スペース



接種場所



副反応処置室



【新型コロナ時における本市の対応（ワクチン接種）】

集団接種

2. 12歳以上の全市民対象 特設会場での集団接種

《開催日》令和3年7月31日、8月7,8,21,22,28,29日

《会場》JA福井県若狭基幹支店 3階大ホール、廊下、会議室

《接種体制》

- ・ 3レーン体制
- ・ 医師：3名、看護師：8名、保健師：2名、事務：27名
- ・ 時間：1週間に3時間×3回(土曜日：午後、日曜日：午前・午後)
- ・ 接種人数：100人/時×3時間 ⇒ 300人/日

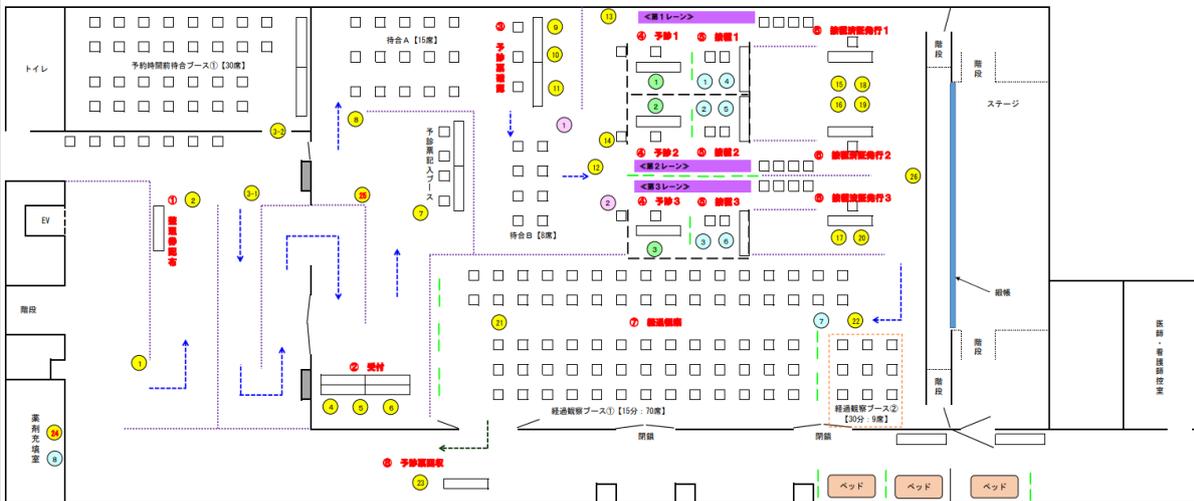


接種済証発行場所



予診・接種場所

小浜市新型コロナワクチン集団接種会場設案（JA福井県若狭基幹支店3F）
 接種人数：土曜日…300名 日曜日…600名
 接種時間：土曜日…14:30～17:30 日曜日…午前の部：9:00～12:00、午後の部：13:30～16:30
 接種箇所：3レーン



① 整理券配布	来場者へ整理券を配布
② 受付	予約および持参資料の確認
③ 予診票確認	予診票の内容について確認
④ 医師予診	診察により接種の可否を判断
⑤ 接種	ワクチンの接種、薬液の充填
⑥ 接種済証発行	接種済証の発行、予診票に医師名の押印
⑦ 経過観察	接種後15分間（30分間）の経過観察
⑧ 予診票回収	予診票、バイザー回収

【予接種会場】	
凡例	数量
● 医師	3
○ 看護師	8
○ 保健師	2
● 事務員	26
--- バイザーション (3道)	10
--- 三角コーン	30
--- コーンバー	30
□ 長机	30
□ イス	191

【IFエリア、駐車場】		
凡例	設置場所	数量
三角コーン	駐車場 (ATM利用者用)	6
会場看板	正面玄関前	1
駐車場誘導看板	駐車場	5
接種会場案内看板	IFエリア前	1

※前回からの変更点
 ● 経過観察ブース：15分・30分の配置を変更
 ● 接種→済証発行までの空間拡張
 ● 副反応処置室を壇上から廊下へ変更
 ● 待合A・Bの座席数減少

【新型コロナ時における本市の対応（ワクチン接種）】

接種予約方法

1. 新型コロナワクチン初回(1・2回目)接種 [65歳以上高齢者]

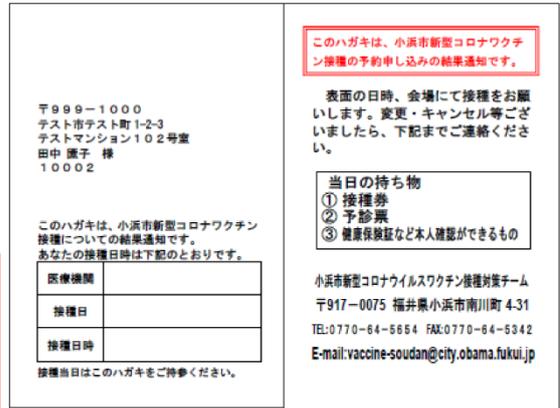
令和3年4月23日 65歳以上高齢者接種券発送、接種予約受付開始。
 先着順による不公平感を緩和するため、申込スタート期間(4月21日～4月26日)の申込み分は全て受付。
 申込者について、第3希望まで受付。市で、日時・場所調整(抽選含む)の上、接種日時、医療機関等を決定。
 スプレッドシートにて予約管理を行う。

令和3年5月6日 接種日時等決定。右図のハガキで通知。⇒⇒⇒⇒

申込み手段
 <電話> 0770-64-5654
 <FAX> 0770-64-5342

下記については周知しないもの問い合わせあれば対応
 <窓口> 健康管理センター玄関特設窓口
 <E-mail> vaccine-soudan@city.obama.fukui.jp

結果
 ・コールセンターに電話予約殺到し、電話が繋がらない事態が発生。
 ⇒6月以降、電話回線を5回線から10回線に増設
 ・第3希望まで聞き取り行ったが、希望通りとならなかった市民が多数発生。第3希望内にも入らなかったことで、市民の不満感が増長。
 ・スプレッドシート管理による不具合発生。予約受付漏れ、重複予約、氏名入力間違いなど。
 ⇒6月から、予約受付システム導入



2. 新型コロナワクチン初回(1・2回目)接種 [18～64歳]

令和3年6月21日 60歳以上の接種券交付済者対象にWEB予約開始。
 スプレッドシートによる予約管理廃止し、全て予約受付システムMRSO(マーン)で管理。

WEB予約

予約受付システム MRSO(マーン)株式会社

予約の流れ

- 接種券認証
 - 接種券認証画面へアクセス (QRコード、WEB/ハナー、LINE)
 - 接種券番号認証 (市区町村コード/接種券番号などによる)
- 接種者情報の入力
- 会場選択
 - 接種日時の選択
 - 質問項目への回答 (任意設定)
- 予約完了 (予約完了通知配信)
- マイページから予約変更、キャンセルが可能



・接種会場一覧ページの構成は下記の通りです。



- 「接種希望日」「地区」「ワクチンメーカー」での絞り込みができます。実行する際は「検索」を押してください。
- 「会場名」が表示されます。会場名は「地区名_会場名」で構成されます。
- 「ワクチンメーカー名」が表示されます。
- 「会場住所」「会場へのアクセス」が表示されます (「会場へのアクセス」は任意)。
- 注意文などを表示することができます (デフォルトは空記のように2回目接種関係の注意喚起です。変更可能)。
- 詳細の確認。接種日の選択は「詳細・予約」を押します。

結果

- ・予約管理不具合が解消
- ・若い世代はWEB予約が多く、入電件数が最盛期より緩和された。

【新型コロナ時における本市の対応（ワクチン接種）】

接種予約方法

3. 新型コロナワクチン追加(3回目)接種 [60歳以上、基礎疾患、医療従事者以外の優先接種者]

日時割振り

2回目接種が終わった順に、マースで日時割振りを行う。(1・2回目接種と同じ医療機関で設定)
 日時通知作成し、接種券と同封して発送。
 市が指定した日時で都合が悪い場合は、電話・WEB等で予約変更を行う。

結果

- ・コールセンターに電話予約が殺到することなく、予約受付ができた。
- ・「1, 2回目接種時は希望の医療機関で接種ができず、3回目も前回と同じ希望していない医療機関で予約が割り振られていた」「夫婦で同じ時間帯にしてほしかった」など、市民からご意見あり。

令和 年 月 日

氏名	姓
番号	

小浜市新型コロナワクチン接種対策チーム
【公 印 番 号】

新型コロナワクチン3回目接種日時のお知らせ

コロナワクチン3回目の接種につきまして、2回目の接種日・接種医療機関を踏まえて下記のとおり「接種日」をご用意させていただきました。
接種日時の「変更」または「キャンセル」を希望される場合は、必ずコールセンターまでご連絡ください。
 また、「ファイザー」ワクチンの接種を希望される場合も、コールセンターまでご連絡ください。

接種医療機関	
接種日	
時 期	
ワクチン	ファイザー

※ 当該通知は接種を強制するものではありません。

【問い合わせ先】
 小浜市ワクチンコールセンター
 〒939-0001 小浜市小浜町南町4-3-1
 TEL: 077-04-04-3034
 (平日 9:00~17:15)
 FAX: 077-04-04-3032
 E-mail: vaccine-souda@city.sodama.lg.jp

4. 3以降の予約方法

- ・60歳以上の高齢者、基礎疾患がある方は日時割振りを行い、接種券と同封して発送。(7回目接種まで同様の対応)
- ・59歳以下は、通常予約。電話、WEBで予約受付。

5. 医療従事者等の優先接種

《優先接種》

- ・優先接種対象の医療従事者等を県が取りまとめ、報告様式に記入し、厚生労働省健康局健康課予防接種室に登録。結果をもとに、国が都道府県に振り分けるワクチン量を調整。
- ・県が医療従事者の接種券発行希望者名簿を作成し、希望者の住民票がある各市町に送付。各自治体で希望者の接種券を発行し、発送する。
- ・市内にある優先接種対象の医療機関等を対象に、県が優先接種希望の有無について照会をかける。自院で接種が出来ない医療機関等は、接種可能な医療機関に振り分けられ、県から市に「医療従事者の〇回目接種に係る他機関の受入人数等一覧表」が送付される。
- ・一覧表をもとに、接種機関と市が接種日の調整を行う。

6. 高齢者施設等の入所者、従事者

- ・施設接種希望の有無を市が各施設に確認し、「施設関係者リスト」の提出を依頼。
- ・施設は、本人及び家族に接種希望の有無を確認し、市にリストを提出。
- ・接種日等の嘱託医との調整は、施設担当者が実施。
- ・接種間隔間違い防止のために、提出されたリストをもとに、適切な接種間隔が空いているか市が確認。

【新型コロナ時における本市の対応（経済対策事業の一部抜粋）】

本市では、新型コロナ禍であった令和2年度から令和4年度において様々な経済対策事業に取り組んだ。ここでは、令和2年度に実施した『NEST INN OBAMA プロジェクト実行委員会』事業を掲載する。

事業名	事業概要	対象者	期間
地域を支える「おばまチケット」 循環事業 	一人最大4,000円のプレミアム付き地域商品券「おばまチケット」を発行し、地域経済を循環させ、市民と地域の事業者が支え合い共に元気になることを目指す。 購入限度額：20,000円/人 （額面24,000円） また、周遊スタンプラリーも同時開催し、市内のすみずみの事業者への経済効果を波及させることおよび地域への愛着の醸成を目指す。	○小浜市民 29,205人	○チケット販売期間 令和2年6月3日～ 令和2年7月31日 ○チケット使用期限 令和2年6月12日～ 令和3年3月31日 ○チケット換金期間 令和2年6月15日～ 令和3年4月15日
ようこそ小浜へお客様歓迎事業 	市内宿泊施設に宿泊した市外からのお客様に、お礼状とおばまチケット1,000円分（教育旅行・修学旅行の児童生徒には500円分）を手渡す。（20,000人分）	○市外からの宿泊者	令和2年10月1日チェックイン～ 令和2年12月31日チェックイン （無くなり次第終了）
からだウィーク！おばまで動こう 大作戦事業 	コロナ禍において市民の運動の継続、運動を始めるきっかけを支援する「からだウィーク！おばまで動こう大作戦！」事業において、継続する1週間で規定歩数を達成した人を対象に、おばまチケットをプレゼントする。	○小浜市民	令和2年10月19日～ 令和2年11月20日
続！地域を支える「おばまチケット」 循環事業 	一人最大1,000円のプレミアム付き地域商品券「おばまチケット」を発行し、地域経済の循環させ、市民と地域の事業者が支え合い、共に元気になることを目指す。 購入限度額：10,000円/人 （額面12,000円） ※40,000セット限定	○小浜市民 28,972人	○チケット販売期間 令和2年12月7日～ 令和3年1月29日 ○チケット使用期限 ～令和3年3月31日 ○チケット換金期間 ～令和3年4月15日
おうちで団らん応援事業 	新型コロナウイルス感染症拡大により、市内の飲食店に大きな影響が生じており、市民の経済的・精神的な負担が続いている。年末年始の外出需要も減少することが危惧されることから、市内の飲食店による時節にあったテイクアウト商品の提供を支援する。 （1店舗最大30万円、購入は3割引き）	○小浜市民 ○小浜市内で働く人	○クリスマス期間 令和2年12月19日～ 令和2年12月25日 ○年末年始 令和2年12月26日～ 令和3年1月17日
おうちで新生活応援事業 	新型コロナウイルス感染症の影響により、年度末および年度始めに向けて外出需要の減少が危惧されている。そこで、各飲食店より好評をいただいた「おうちで団らん応援事業」を改訂し、年度の節目におうちで市内飲食店の味を楽しんでいただき、新たな生活に向けての応援を行うとともに、飲食店の新たな需要の創出を図ることを目的とする。 （1店舗最大45万、購入は3割引き）	○小浜市民 ○小浜市内で働く人 ○小浜市内で学ぶ人	○令和3年3月12日～ 令和3年4月30日

小浜市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年3月作成

令和8年3月改定

編集 生活福祉部健康応援課

〒917-0075 小浜市南川町 4-31

小浜市健康管理センター内

TEL 0770-64-6140(代表)

E-mail kenkou-kanri@city.obama.lg.jp